

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	景観・歴史的環境形成総合支援事業	事業開始年度	景観形成総合支援事業：H19年度 歴史的環境形成総合支援事業：H20年度	作成責任者		
担当部局庁	都市・地域整備局	担当課室	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	課長 小林 昭		
会計区分	一般会計	上位政策	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	景観法・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法) 新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～ 社会資本整備重点計画			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	H16に制定された景観法の活用を通じた良好な景観の形成、及びH20に制定された歴史まちづくり法に基づく国指定・選定文化財周辺における貴重な歴史的建造物の保存・活用を通じた歴史的環境の形成により魅力あるまちづくりを推進し、もって地域振興、活性化を促進する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成総合支援事業は、景観計画を策定した市町村等を対象に、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用や景観の阻害要因の解消等の取組に対し、総合的に支援。(補助率:必須事業1/3 選択事業1/3)</li> <li>・歴史的環境形成総合支援事業は、歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致維持向上計画について国土交通大臣・文部科学大臣・農林水産大臣の認定を受けた市町村等を対象に、認定計画に位置づけられた歴史的風致形成建造物の復原、修理及び周辺の景観の改善、景観規制の強化や伝統行事の継承等の取組について、総合的に支援。(補助率:コア事業1/2 附帯事業1/3)</li> </ul>					
実施状況	H19年度からH21年度までにおける景観・歴史的環境形成総合支援事業の実施市町村数は以下のとおり。					
		19年度	20年度	21年度	22年度	
	景観形成総合支援事業	8市町村	15市町村	19市町村	19市町村	
	歴史的環境形成総合支援事業	-	6市町村	12市町村	12市町村	
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	200	930	1,000	850	589
	執行額	31	527	919		
	執行率	15.7%	56.7%	91.9%		
		景観法施行直後であり、景観計画の策定数がまだ少なかつたため。		歴史まちづくり法施行がH20.11月、計画の認定が年明けであり、予算の多くが翌年度に繰り越されている。繰越額を含めるとH20の執行率は99.2%。		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、地方公共団体(市町村)に対する補助事業であり、支出先である市町村の申請に基づき個々の市町村に対し、補助対象経費である景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の修理等に対し補助金の交付を決定している。</li> <li>・景観形成総合支援事業においては市町村が事前に事業計画を作成し大臣の承認を得ることとし、歴史的環境形成総合支援事業においては認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき国土交通大臣が文化庁と協議の上で事業個所選定を行っており、補助金交付の際に事前に用途を把握するとともに、事後にも完了検査を実施することにより、事業目的に沿った効果的な使われ方になっていることを確認している。</li> <li>・さらに、歴史的風致維持向上計画については、事業の実施状況や景観規制の実施、文化財の保存等の計画に位置づけられた各種取組について、文化庁、農林水産省と連携し毎年度フォローアップを実施している。</li> </ul>				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の執行事例をみると、全体事業費のうち選択(附帯)事業の割合が必須(コア)事業に比べ高い事例もみられるが、今後、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定市町村の増加に伴い支援要望額が増加していくことが想定されることから、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の保存と、当該建造物の周辺の景観コントロールや歴史的風致を形成する伝統的活動の支援といった制度目的をより効果的に達成するため、選択(附帯)事業については制度目的に直接寄与するもの(景観や歴史的風致の阻害要因の解消、景観保全のための活動支援等)に限定する見直しを検討する。</li> </ul>				
予算監視の所見率化	<p>【一旦廃止】 国が行う必要性、国が行うに相応しい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直す。</p>					
補記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に関しては、これまでの取組により、景観計画策定団体数もH22.4.1現在で228となるなど、景観法の活用も着実に進められてきており、社会資本整備重点計画において景観計画に基づき取組を進める地域の数を500とする目標を設定している。</li> <li>・歴史まちづくり法に関しては、歴史的風致維持向上計画認定市町村もH22.4.1現在で16となっており、さらに歴史的風致維持向上計画の関係大臣認定を希望する市町村も約100に及んでいる。</li> <li>・国土交通省成長戦略においても、「歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた都市において、民間活力を活用した歴史的街並みの保全・活用の仕組みづくりを支援する」とされている。</li> </ul> <p>【予算科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・046 景観形成推進費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・95 景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額)</li> <li>・95016-2405-16 景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金 1,000百万円 919百万円</li> </ul> </li> </ul>					

国土交通省  
919百万円

〔景観・歴史的環境形成総合支援事業の指導及び助成〕

【補助】

A. 地方公共団体(28団体)  
919百万円

〔歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物等の修理等を実施〕

【間接補助】

B. 民間団体等(44団体)  
85百万円

〔歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物等の修理等を実施〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出さ  
 れている者について記  
 載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるよ  
 うに記載)

A.桜川市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	歴史的環境形成総合支援事業 (歴史的風致形成建造物の修理等)	186			
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	景観形成総合支援事業 (建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消等)	9			
計		195	計		0
B.宗教法人 八幡宮			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金	歴史的環境形成総合支援事業 (歴史的風致形成建造物の修理)	20			
計		20	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

A.地方公共団体(28団体) 919百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	桜川市	195
2	金沢市	152
3	亀山市	128
4	高山市	66
5	彦根市	64
6	萩市	57
7	犬山市	41
8	唐津市	38
9	佐川町	30
10	水戸市	25

B.民間団体等(44団体) 85百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	宗教法人 八幡宮(水戸市)	20
2	日本大通りフラワーアートイベント 実行委員会(横浜市)	10
3	宗教法人 上野八幡神社(金沢市)	4
4	西料亭組合(金沢市)	3
5	宗教法人 観音院(萩市)	3
6	月桂冠株式会社(京都市)	3
7	宗教法人 宗猷寺(高山市)	3
8	個人(箕面市)	3
9	個人(長野市)	3
10	個人(京都市)	2